

		<p>きない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権は<u>主債務の弁済期以後</u>でなければ行使できない
譲渡制限特約 (JST)	466 条 2 項 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ・JST の付いた債権を特約に反して第三者に譲渡したとして<u>譲渡は原則として有効</u> ・JST について悪意・重過失の譲受人等に対しては債務者は<u>履行拒絶</u>ができる
譲受人の保護規定	466 条 4 項	<p>(譲受人は債務者が債務を履行しないときは)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪意・重過失の譲受人は、債務者に対して<u>相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告</u>ができる ・その期間内に履行がないときは、債務者は<u>譲受人に対して履行しなければならない</u>
譲渡人に破産手続開始決定があったときに譲受人が債務者に対して債権全額に相当する金銭を供託させることができる要件	466 条の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・譲受人が<u>債権全額</u>を譲り受けたこと ・譲受人が<u>第三者対抗要件</u>を具備していること <p>※この場合、譲受人は JST について悪意・重過失でも OK</p>
JST が付いた預貯金債権が悪意・重過失の譲受人に譲渡された場合の譲渡の効力	466 条の 5 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡は無効であり、譲渡人が債権者になる
第三者弁済 G →原則として有効 (474 条 1 項) R →例外的に弁済が無効 (474 条 2 項本文・3 項本文・4 項)	474 条	<p>注意するべきは、<u>例外の例外</u>として弁済が有効になるケース</p> <p>①474 条 2 項ただし書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の意思に反することを債権者が知らなかつたときは ・債務者の意思に反する正当な利益を有しない第三者による弁済は有効 <p>②474 条 3 項ただし書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合で